イ　実務経験採用者研修

専門的な知識・経験を有する民間企業からの採用者等を対象に、平成14年度より実務経験採用者研修を実施している。

平成21年度は、東日本（東京）で３回（平成20年度は１回）、西日本（大阪）で１回の合計４回実施し、21府省の201人（平成20年度は53人）が受講した。

⑵　採用担当官研修

各府省にとって有為な人材の確保が重要課題となっていることを踏まえ、本府省等の新任の採用担当官を主たる対象に、就職志望学生に対する業務ＰＲやプレゼンテーションの在り方、これら学生への接し方等に関する民間の取組や動向について専門家の知見を紹介すること等を目的として、平成20年度より採用担当官研修を実施している。

平成21年度は１回、「当節の採用面接の意義と担当官の留意点」をテーマとして実施し、30府省等の102人が受講した。

⑶　メンター養成研修

各府省のメンター・プログラム導入への支援の一環として、メンター（自分の経験を基に後輩職員の相談に乗り、助言する先輩職員）となることが予定されている職員を対象に、職場におけるメンター、メンタリングに関する基本的な知識とコミュニケーション・スキルを習得させることを目的として、平成18年度よりメンター養成研修を実施している。

平成21年度における本研修の実施状況は、表２―10のとおりである。

［**表２―10**］　**メンター養成研修の実施状況**

区　分	本　院	北海道	東　北	関　東	中　部	近　畿	中　国	四　国	九　州	沖　縄	計
実施回数（回）	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
修了者数（人）	270	59	54	59	41	66	59	51	54	38	751

⑷　女性職員研修

男女共同参画社会の実現に向け、公務における女性職員の登用拡大を促進するため、各府省合同の研修を通じた相互啓発等による能力伸長と人的ネットワークの形成の促進を目的として、平成13年度より女性職員研修を実施している。

平成21年度における本研修の実施状況は、表２―11のとおりである。

このうち、「職場の活性化」をテーマに実施した本院の研修では、本日程終了から半年後に「フォローアップ・セッション」（１日）を開催、その間における各研修員の職場での取組状況やその成果について、報告・討議等を実施した。

［**表２―11**］　**女性職員研修の実施状況**

区　分	本　院	北海道	東　北	関　東	中　部	近　畿	中　国	四　国	九　州	沖　縄	計
実施回数（回）	1	―	1	1	1	1	1	1	1	―	8
修了者数（人）	31	―	36	37	32	36	34	35	44	―	285

⑸　霞が関公開セミナー

本府省の中間管理職を対象に、職場における勤務環境の改善等について、専門家の知見等に学ぶ機会を提供することを目的として、平成18年度より霞が関公開セミナーを実施している。

平成21年度は「評価者のためのワン・ポイント・アドバイス」をテーマとして実施し、25府省等の102人が受講した。

５　指導者養成研修等

人事院では、各府省において適正な研修が実施されるよう各種の支援に加え、研修の実施を通じ職員の勤務環境の改善を図るため、新任研修担当者の能力向上のための研修を実施しているほか、討議式研修「公務員倫理を考える」（Jinjiin Koumuin Ethics Training＝ＪＫＥＴ）をはじめ各種の研修を開発するとともに、これら研修の指導者を養成するための研修を実施している。

平成21年度は、「セクシュアル・ハラスメント防止研修」について、対象者層ごとに内容を重点化し、特に管理・監督者にはその果たすべき責務・役割についての理解を徹底するという観点から、新たなカリキュラム・教材を開発、実施した。

それぞれの研修のねらい及び平成21年度における実施状況は、表２―12及び表２―13のとおりである。

［**表２―12**］　**指導者養成研修等のねらい**

研　修　名	ね　ら　い
研修担当官研修	各府省等の新任の研修企画担当官を主たる対象に、職務遂行に必要な基礎的知識の修得及び企画能力の向上等を図る。
研修教官研修	各府省等の新任の研修教官を主たる対象に、その職務遂行に必要な基礎的知識の修得及び指導能力の向上等を図る。
セクシュアル・ハラスメント防止研修	セクシュアル・ハラスメント防止等に関する職員の意識を高め、また、管理・監督者にその果たすべき責務・役割について理解を徹底する。
討議式研修「公務員倫理を考える」（ＪＫＥＴ）	公務員倫理について考えることにより、倫理観のかん養を図る。
ＪＳＴ基本コース（仕事と人のマネジメント研修）	仕事の管理や部下の指導等に関する原則を組織的、体系的に理解させるとともに、実践的能力を付与する。

［**表２―13**］　**指導者養成研修等実施状況**

研修名＼項目	研修日数（日）	実施回数（回）	修了者数（人）
研修担当官研修	2	1	23
研修教官研修	2	1	25
セクシュアル・ハラスメント防止研修指導者養成コース	1	10	422
ＪＫＥＴ指導者養成コース	3	11	188
ＪＳＴ基本コース指導者養成課程	5	9	148
計	―	32	806

第３節　各府省が実施した研修等

１　各府省が実施した研修

人事院が実施する研修以外に各府省は、独自にその所属職員を対象とした研修を実施するとともに、所管の行政分野について全府省の職員を対象とした専門研修（会計研修、統計研修など）を実施している。

人事院は、各府省が行う研修に関する調整、支援を行うため、研修の実施状況について各府省からの報告を求めている。平成20年度に各府省が実施した研修をみると、平成21年度から導入された新人事評価制度に備えて評価能力向上研修を開始したこと、また、公務員倫理・服務、セクシュアル・ハラスメントの防止、メンタルヘルスの増進、情報セキュリティ対策、個人情報保護などに関する知識を職員に付与するための科目に特に力を注いだことがうかがわれる。